労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月18日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,074円」を「１時間1,136円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成２年京都労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月18日

京都労働局長　伊勢　久忠

第４号中「１時間1,122円」を「１時間1,180円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年11月16日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月18日

徳島労働局長　亀井　　崇

第４号中「１時間1,046円」を「１時間1,103円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年11月１日から効力を生ずる。

国家試験

令和８年度司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、令和８年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

１　採用選考審査基準　別紙のとおり

２　選考の内容、期日及び場所

⑴　内容及び方法

ア　審査

選考申込みの内容により、司法修習生採用選考審査基準を満たすかどうかを審査する。

イ　健康状態判定

選考申込みの内容により、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

ウ　面接

ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ　その他

選考申込みの内容について調査を行う。

なお、必要に応じて、書類の提出等を求める場合がある。

⑵　面接の期日、場所等

期日　令和９年１月25日（月）から同月27日（水）までの間で、最高裁判所が指定する日時

場所　最高裁判所（東京都千代田区）又は司法研修所（埼玉県和光市）

面接対象者には、令和９年１月15日（金）頃に、場所・時刻等を記載した面接通知書を送付する。

ただし、実施上のやむを得ない事情により、期日又は場所を変更する場合がある。

３　採用の内定及び発令

⑴　採用内定等

申込者に対しては、令和８年12月10日（木）頃から令和９年１月15日（金）頃までに、採用内定通知書を送付する。また、内定が留保された申込者に対しては、令和９年１月15日（金）頃に、内定留保通知書を送付する。

なお、選考申込みに当たって虚偽の申告をした等の場合には、別紙司法修習生採用選考審査基準２⑴エ及び⑶等に該当するものとして採用内定後に内定が取り消され、不採用となることがある。

内定留保者のうち、不採用となった者に対しては、不採用通知書を送付する。

⑵　採用発令日　令和９年３月19日（金）

４　選考の申込方法等

⑴　申込方法

ア　⑵の期間内に「司法修習生採用選考受付フォーム」（以下「受付フォーム」という。）から申込手続を行い、招待メール等を受信した上で、「第80期司法修習生採用選考申込フォーム」（以下「申込フォーム」という。）にサインインし、必要事項を入力する。

イ　提出書類として⑶のとおり必要な書類のデータを提出する。

ウ　受付フォームのＵＲＬは、令和８年11月11日（水）午後５時頃、最高裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sihosyusyu/saiyo_senkou/index.html）に掲載する予定である。

⑵　申込期間等

ア　受付フォームへの入力

令和８年11月11日（水）午後５時から同月18日（水）正午まで

※　10月中旬頃に最高裁判所ウェブサイト掲載予定の「令和８年度司法修習生採用選考申込手続の手引き」（以下「採用選考申込手続の手引き」という。）」をよく読み、受付フォーム画面の指示に従って、期間内に入力すること。

イ　申込期間（申込フォームへの入力及び提出書類のデータを提出）

令和８年11月11日（水）午後５時以降（申込フォームへのサインインが可能となった時点）から同月27日（金）午後３時まで

※　受付フォームへの入力後、招待メールを受信する前に、「最高裁80期司法修習生採用選考用連絡窓口」から、申込フォームのＵＲＬ等を記載した自動返信メールが送信されるので、採用選考申込手続の手引きをよく読み、申込フォームへのサインインに必要な手続を行い、同フォームに必要事項を入力すること。

なお、申込期間を遵守しなかった場合には、別紙司法修習生採用選考審査基準２⑶に該当するものとして不採用となることがある。

⑶　提出書類

申込みに当たっては、採用選考申込手続の手引き記載の指示に従い、次に掲げる書類のデータを提出する。

ア　司法試験又は別紙司法修習生採用選考審査基準１⑵から⑷までに規定する試験等の合格証書（令和３年度から令和８年度の司法試験合格者を除く。）

イ　戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）又は本籍地及び戸籍筆頭者が記載された住民票の写し（日本国籍を有しない者については、国籍等、外国人住民となった年月日及び在留資格等が記載された住民票の写し）

ウ　以下のうち在籍（退学を含む。）した全ての学校の成績証明書

・　法科大学院の成績証明書
・　大学院の成績証明書
・　大学の成績証明書（教養学部の成績証明書を含む。）

エ　学校の卒業（退学）年月を証する書面（ウに同年月の記載がある場合は不要）

⑷　申込フォームの入力内容に変更が生じた場合

申込期間内は申込フォームの入力内容を変更することができる。

申込期間経過後は採用選考申込手続の手引きの記載に従って変更を届け出ること。

⑸　問合せ先　最高裁判所事務総局人事局任用課試験係　電話　03（4233）5352（直通）

令和８年９月18日　　最高裁判所

（別紙）

司法修習生採用選考審査基準

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

１　次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、２に該当するときを除き、司法修習生として採用する。

⑴　司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（同法第４条第２項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあっては、その合格の発表の日の属す